議会運営委員会会議録

- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 5名

委員長小野泰弘 副委員長荒川洋平 委員菅原和子委員村上久仁 委員小野寺美穂

4 委員外議員 3名

議長郷内良治副議長菊地 忍議 員大泉徳子

- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事 務 局 長 小野寺 俊 次 長 兼 庶 務 係 長 加 藤 勤 議 事 調 査 係 長 髙 橋 一 暢
- 7 協議事項 付議事件
 - (1) 議会運営に関する事項について
 - ① 平成29年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程 (案) について

確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について
- (2) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取り扱いについて
 - ② 決算関連議案の審査について
 - ③ 議員提出議案(意見書)の取り扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 陳情の取り扱いについて
 - ② 決算関連議案に対する総括質疑について
 - ③ 議員協議会の開催について
 - ④ 常任委員会の所管について
 - ⑤ 平成29年度名取市議会議会懇談会について

午前9時57分 開会

○委員長(小野泰弘) 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例 第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

平成29年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) 初めに、次第書の1ページ、1の(1)の①市長提出 議案23カ件の内訳について御説明いたします。

あわせて資料の1ページから3ページをごらんください。

まず、報告事項は、平成29年度における、本市の健全化判断比率と、水道事業会計及び下水道事業等会計に係る資金不足比率についての3カ件です。

次に、決算認定は、3カ件です。

次に、条例議案は、改正条例案が3カ件です。

次に、補正予算は、8カ件です。

次に、その他の議決案件は、工事請負契約の締結4カ件と市道路線の認定 及び廃止の2カ件、あわせて6カ件です。

以上が市長提出議案23カ件の内訳です。

次に、次第書の1ページ、②議員提出議案につきましては、意見書案1カ件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ ③一般質問をごらんください。

一般質問につきましては、8月30日の正午で通告を締め切りまして、今期

定例会には12名の議員より、合わせて質問事項22事項、質問要旨75項目の通告がございました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。 通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、丹野政喜議員、2番、佐々木哲男議員、3番、吉田 良議員、4番、菅原和子議員、5番、大沼宗彦議員、6番、小野寺美穂議員、7番、小野泰弘議員、8番、菊地 忍議員、9番、齋 浩美議員、10番、大泉徳子議員、11番、大久保主計議員、12番、山田龍太郎議員、となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期につきましては、次第書1ページの④会期にお示ししておりますとおり、9月5日火曜日から9月27日水曜日までの23日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の会期日程(案)について御説明いたします。

資料4ページをごらんください。

平成29年第5回定例会会期日程(案)です。

まず、招集日の9月5日です。

開会の後、初めに、会期の決定を行います。

次に、報告第6号から報告第8号まで及び議案第82号から議案第101号まで の市長提出議案23カ件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第82号から議案第84号までについて、代表監査委員に対し、審 査意見の報告を求めます。

次に、報告第6号から報告第8号までを一括議題とし、それぞれ補足説明 の後、質疑を行います。

次に、議案第85号から議案第87号までの改正条例案3カ件に対する質疑及 び委員会付託を行います。

次に、議案第100号及び議案第101号の市道路線の認定・廃止関連議案2カ件を一括議題とし、質疑及び委員会付託を行います。

次に、議会案第4号に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上が招集日の内容ですが、本会議散会後、常任委員会を開催します。

9月6日水曜日から10日日曜日までは、議案調査等のため、休会とするものです。

また、8日金曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び決算議案関連事業箇所の現地調査等を行います。

- 9月11日月曜日から13日水曜日までは、一般質問を行います。
- 9月14日木曜日から18日月曜日までは休会とするものですが、14日木曜日及び15日金曜日は、議案審査等のための常任委員会を開催いたします。

常任委員会につきましては、14日木曜日は、ここには記載しておりませんが、午前に議会運営委員会を予定しております。この日の午後に総務消防常任委員会を、15日金曜日は、午前に建設経済常任委員会を開催し、午後に民生教育常任委員会を開催するものです。

9月19日火曜日は、午前10時より本会議を開催し、議案及び補正予算の審議を行います。

初めに、議案第85号から議案第87号までの条例議案について、討論、採決を行います。

次に、議案第100号及び議案第101号の市道路線関連議案について、討論、 採決を行います。

次に、議案第88号から議案第91号までの工事請負契約の締結4カ件について、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第92号から議案第99号までの各会計補正予算8カ件について、 質疑、討論、採決を行います。

20日水曜日は、まず、午前10時より本会議を開催し、議案第82号から議案第84号までの平成28年度決算関連議案に対する総括質疑及び財務常任委員会への付託を行います。

本会議散会の後、財務常任委員会を開催し、分科会設置等の後、一般会計歳入に係る補足説明を受けます。

21日木曜日から26日火曜日までは、休会とするものです。

その間、21日木曜日は、財務常任委員会において一般会計歳入に対する審査を行います。

22日金曜日、25日月曜日、26日火曜日は、それぞれ各分科会において、一

般会計歳出及びそれぞれ所管する特別会計等に対する審査を行います。

最終日の9月27日水曜日は、まず、午前10時に財務常任委員会を開催し、 分科会審査に係る分科会委員長報告を行います。分科会委員長報告に対する 質疑の後、討論、採決を行い、散会します。

次に、午後1時から本会議を開催し、議案第82号から議案第84号までの平成28年度決算関連議案3カ件に対する討論及び採決を行います。

次に、議会案第4号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣について採決し、9月定例会閉会となる会期日程案です。

○委員長(小野泰弘) ただいま、平成29年第5回名取市議会定例会に係る 会期及び日程案について説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) お諮りいたします。9月定例会の会期日程案については、9月5日から9月27日までの23日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。よって、平成29年第5回名 取市議会定例会の会期日程案については、9月5日から9月27日までの23日 間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明いたさせます。髙橋係長。

- ○書記(髙橋一暢) 次第書1ページの下段を、ごらんください。
 - 9月4日月曜日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

説明を受ける議案は、議案第85号から議案第87号までの、改正条例議案3 カ件に対する説明であり、説明員は、各条例を所管する部長です。

次に、決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会 運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、受付 期限を現地調査の日の午前9時までと定められていることから、今期定例会 については、9月8日金曜日の午前9時までとなりますので、よろしくお願 いいたします。

○委員長(小野泰弘) 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) 初めに、次第書の2ページ、① 一括議題・審議方法・付託する委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料の9ページ、議案の取り扱い(案)をごらんください。

まず、報告第6号から報告第8号までにつきましては、9月5日に、一括議題として審議を行います。審議の方法は、質疑のみとなります。

次に、議案第82号から議案第84号までの決算関連議案3カ件については、 まず、9月20日は総括質疑の後、財務常任委員会へ付託いたします。その後 財務常任委員会での審査を経て、9月27日に再度上程し、討論、起立採決を 行います。

次に、議案第85号から議案第87号までの改正条例議案につきましては、まず9月5日に質疑及び委員会付託を行います。9月19日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、改正条例案につきましては、議案第85号を総務消防常任委員会へ、 議案第86号及び議案第87号を民生教育常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第88号から議案第91号までの工事請負契約の締結については、 9月19日にそれぞれ質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行う ものです。

次に、議案第92号から議案第99号までの補正予算案8カ件につきましては、9月19日にそれぞれ質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第100号及び議案第101号の市道路線関連議案2カ件につきましては、まず9月5日に一括議題として質疑及び委員会付託を行います。9月19日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これら市道路線関連議案2カ件については、建設経済常任委員会へ

付託するものです。

資料の10ページにお進みください。

議会案第4号の意見書案につきましては、9月5日に質疑及び委員会付託 を行い、9月27日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、本意見書案につきましては、民生教育常任委員会へ付託するものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程についてです。

会期日程(案)でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を9月14日木曜日の午後に、建設経済常任委員会を9月15日金曜日の午前に、民生教育常任委員会を同日午後に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻につきましては、招集日の本会議終了後に 開催する委員会で決定されます。

次に、財務常任委員会の開催日程についてです。資料の11ページをごらんください。

まず、9月20日水曜日については、本会議終了後、議員協議会室において 財務常任委員会を開催いたします。

1の(1) 会計管理者の補足説明を受けることになりますが、これに先立ち、付託議案の審査方法についてを議題として、分科会の設置、分科会委員の選任及び同正副委員長の互選、各分科会への付託事項の決定を行います。財務常任委員会を休憩して分科会を開催し、各分科会の審査日程等の確認を行います。さらに、分科会委員長会議を開催し、審査日程の調整を行います。財務常任委員会を再開し、付託議案の審査日程について協議を行います。その後、執行部が入室し、一般会計歳入に係る補足説明を受けることとなります。

1の(2)の一般会計歳入の審査は、21日木曜日に行います。

一般会計歳出及び特別会計に係る分科会審査については、22日金曜日、25日月曜日、26日火曜日の3日間で行います。いずれも午前10時開会の予定です。

27日水曜日については、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会 委員長より審査内容の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行った後、討 論、採決を行います。

なお、このあと御説明する、決算審査要領(案)と重複しますが、分科会審査日に対する分科会の割り当てについては、日付順に第1分科会から割り当てること、財務常任委員会及び同分科会の開会時刻につきましては、例年どおり原則午前10時開会とする案としております。

次に、③ 委員会審査報告書の取り扱いについてです。

取り扱い案については、記載のとおり、委員会審査報告書が提出されましたら、会期日程に基づき本会議において審議を行うとするものです。

委員会付託を行った市長提出議案については、9月19日火曜日に、議員提出議案については、9月27日水曜日に行うこととなります。

議案の取り扱いについては以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま議案の取り扱いについて書記より説明いた させましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) お諮りいたします。議案の取り扱いについては、原 案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査についてを議題といたします。初めに、書記より説明をいたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) 初めに、① 決算審査要領(案)について御説明いたします。

資料については、12ページから14ページまでです。

まず、1 決算審査方法についてです。

議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会で審査を行うこととなります。質疑については、一問一答形式により、回数は2回まで。要望や提言はお控えいただきたいと思います。

次に、2 決算審査区分です。

一般会計歳入は、財務常任委員会で、一般会計歳出、特別会計及び企業会計は、各常任委員会委員で構成する分科会を設置し、平成29年3月末日での所管事項を審査することとなります。

次に、3 決算審査分科会です。

各常任委員会委員で構成する分科会については、委員会条例第2条に記載の順に充てることとなります。また、各分科会の正副委員長の選出は、財務委員会委員長の指名推薦によるものとしております。

次に、4 決算審査分科会審査日程等です。

分科会審査は、原則として第1分科会から順に行うこととし、それぞれ午前10時から午後4時までの1日とするものです。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。

審査は、一般会計、特別会計、企業会計の順に行いますが、詳細な進め方については、分科会に委ねるものです。また、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書により審査を行うことになりますが、決算の範囲を逸脱されないよう御留意ください。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。

所管外の説明員については、分科会において、特に必要があると認めた場合につき、事前に議長を通じて出席を求めることができます。また、審査の途中で必要性が生じた場合には、議長と十分な調整をしていただくことになります。この場合の所管外の説明員に対する出席要請及び質疑は、当該項目以外の全ての審査が終了した後に行うこととなります。なお、他の分科会との調整が必要となる場合には、分科会委員長会議で調整することとなります。

次に、7 分科会委員長会議等です。

9月20日の財務委員会休憩中の分科会終了後に開催するもので、各分科会間の調整を行うものです。

次に、8 分科会の傍聴の取り扱いです。

分科会審査は公開とし、傍聴の手続については、委員会条例を準用するものです。

次に、9 分科会報告等です。

最終日の財務委員会における分科会委員長報告に対する質疑に当たっては、執行部の答弁内容には触れないこととしております。

最後に、10 財務委員会委員長の本会議への報告です。

本会議での報告については、当初予算審査の際には行っていないことから、決算審査においても同様に省略するものです。

決算審査要領(案)については以上です。

次に、② 財務常任委員会分科会の設置についての、ア 分科会への付託 事項について、御説明いたします。

資料については、15ページ及び16ページとなります。

まず、財務常任委員会として審査するのは、平成28年度名取市一般会計歳入決算の全部です。

次に、第1分科会において審査するのは、平成28年度名取市一般会計歳出 決算のうち、総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部が所 管する事項であり、土地取得特別会計を含むものです。

次に、第2分科会において審査するのは、生活経済部、建設部、震災復興部、水道事業所及び農業委員会が所管する事項であり、被災市街地復興土地 区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計を含むものです。

次に、第3分科会において審査するのは、健康福祉部及び教育委員会が所管する事項であり、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含むものです。

なお、各分科会への付託事項については、9月20日に開催される財務常任 委員会において決定されるものとなります。

決算関連議案の審査については、以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま書記をして、決算関連議案の審査について 説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) それではお諮りいたします。

決算審査要領については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

決算審査要領については、そのように決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) それではお諮りいたします。

初めに、財務常任委員会分科会の設置につきましては、決算審査要領 (案) のとおりとすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

財務常任委員会分科会の設置につきましては、そのように決定いたしました。

次に、決算審査表について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) それではお諮りいたします。

決算審査表につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

決算審査表につきましては、そのように決定いたしました。

次に、議員提出議案(意見書)の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明いたさせます。髙橋係長

○書記(髙橋一暢) 次第書の3ページをごらんください。

資料につきましては、6ページです。

議会案第4号 国民健康保険の都道府県単位化に関する意見書です。

本件の提出者は齋浩美議員、賛成者は小野寺美穂議員であり、取り扱い

としては、民生教育常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案の取り扱いについては以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま書記をして、議員提出議案(意見書)の取り扱いについて説明いたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) それではお諮りいたします。

議員提出議案(意見書)の取り扱いにつきましては、原案のとおりとする ことに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

議員提出議案(意見書)の取り扱いにつきましては、そのように決定いた しました。

次に、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) それでは、次第書3ページ及び資料17ページをごらんください。

今期定例会には、4カ件の陳情が提出されております。取り扱いにつきましては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、所管する常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

それでは、一件ずつ御説明いたします。

まず、陳情第7号 市道増田野田線の舗装改修、歩道設置及び水路整備についての陳情です。提出者は、塩手南契約会会長 板橋武也氏です。調査については、建設経済常任委員会へ要請するものです。

次に、陳情第8号 市内建設業者の指導育成についての陳情です。提出者は、名取市災害応急措置協力会会長 高橋正巳氏です。調査については、1についてを建設経済常任委員会へ、2についてを総務消防常任委員会へ要請するものです。

次に、陳情第9号 館腰駅西口広場への防犯カメラ設置についての陳情です。提出者は、南前田町内会会長 松本徳治氏です。調査については、建設

経済常任委員会へ要請するものです。

次に、陳情第10号 今成集会所のトイレの改修及び合併処理浄化槽設置に 関する陳情です。提出者は、高舘第14区町内会会長 加藤祐市氏です。調査 については、総務消防常任委員会へ要請するものです。

陳情の取り扱いについては以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま書記をして、陳情の取り扱いについて説明 いたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) お諮りいたします。

陳情4カ件の取り扱いについては、取り扱い案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

陳情の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、決算関連議案に対する総括質疑についてを議題といたします。

初めに、書記をして説明いたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) このことにつきましては、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、会派に所属しない議員の総括質疑については、議長が認めた場合に限り行うことができると定められております。

これまで会派に所属しない議員、いわゆる1人会派の議員のうち、1人に限り総括質疑を行うことを認めてきたことから、今回についても、同様の取り扱いをしようとするものです。

御協議方よろしくお願いいたします。

○委員長(小野泰弘) ただいま、書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) お諮りいたします。

決算関連議案に対する総括質疑については、原案のとおり決定することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

決算関連議案に対する総括質疑につきましては、そのように決定いたしま した。

次に、議員協議会の開催についてを議題といたします。

初めに、書記をして説明いたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) 次第書の4ページをごらんください。

資料につきましては、23ページです。

議員協議会の開催につきましては、先日、開催通知をお送りしたところですが、資料のとおり平成29年8月29日付で市長から要請があったものです。 日時は平成29年9月4日月曜日の午後1時から、場所は議員協議会室です。

協議事項は、①名取トレイルセンター(仮称)について、②東日本大震災 復興交付金第19回事業計画について、③名取市サイクルスポーツセンターに ついての3カ件です。

当日の進め方ですが次第書をごらんください。

市長からあいさつの後、初めに、①について、環境省東北地方環境事務所職員から説明を受け、質疑を行います。次に、②について、震災復興部長から説明を受け、質疑を行います。次に、③については、本件に関連する補正予算が今期定例会に提案されていることから、生活経済部長から説明を受けるのみとなります。従いまして、③に係る質疑については、9月19日に行う補正予算の審議の際に行っていただくこととするものです。

なお、説明資料については、8月29日に、9月定例会議案書とともに各議 員宛て送付が完了しております。

○委員長(小野泰弘) ただいま、書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) お諮りいたします。

議員協議会の開催については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

議員協議会の開催につきましては、そのように決定いたしました。

次に、常任委員会の所管についてを議題といたします。

初めに、書記をして説明いたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) 次第書の4ページをごらんください。

現在、財務常任委員会を除く3常任委員会の所管については、平成27年9 月定例会において委員会条例の改正を行い、平成28年2月1日から施行されております。

この2年間の運用の中で、3常任委員会間の所管する事務量の不均衡が見られており、間もなく常任委員の任期が満了することから、改めて検討を行いたいという諮問です。

検討に当たっては、別紙でお配りしている「常任委員会の所管に係る会派 意見」により、9月11日月曜日の午後5時までに、各会派の御意見をお取り まとめいただきたいと考えております。

なお、参考資料として、昨年度の決算審査で使用しました、各分科会の決算審査日程表、及び今年度の議会要覧からの抜粋ですが、平成28年の陳情の処理状況をまとめてお手元に配付しておりますので、御活用いただければと存じます。

今後のスケジュールについては、9月14日に再度議会運営委員会を開催 し、各会派の意見をもとに見直しの要否を決定し、見直すこととなった場合 には、見直し後の所管の編成の決定を行います。

9月定例会終了後、事務局において委員会条例改正の案文の調整を行います。12月定例会開会前の議会運営委員会において、条例改正案をお示しいたしますので、内容について御協議いただき、12月定例会に議会案として上程したいと考えております。

12月定例会において可決されましたら、施行に必要な手続を進め、平成30年2月1日施行という流れになります。

なお、9月14日の議会運営委員会において、見直しを要しないとされた場合には、ただいま申し上げた9月定例会以降の日程はなくなります。

常任委員会の所管についての説明は以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま、書記より説明いたさせましたが、御意見 等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) お諮りいたします。

常任委員会の所管については、原案のとおり進めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

常任委員会の所管につきましては、そのように決定いたしました。

書記の説明のとおり、検討に当たり、各会派より御意見をいただきたいと 思いますので、各会派取りまとめの上、別紙により、9月11日、月曜日、午 後5時までに事務局へ御報告くださいますよう、お願いいたします。

次に、平成29年度名取市議会議会懇談会についてを、議題といたします。

初めに、① 開催方法及び開催時期について、書記より説明いたさせます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) 次第書の5ページをごらんください。

このことについては、8月7日月曜日に開催した議会運営委員会において、開催方法について議長より諮問があり、開催時期とあわせて各会派の御意見をいただいたところです。

資料24ページは、各会派の意見を表にまとめたものです。

詳細は記載の内容をごらんいただきたいと思いますが、全体の方向性としては、各種団体との懇談形式による実施については、概ね御賛同いただけていると捉えております。その中で、従来の形式での開催もあわせて行うべきとする御意見や、議会基本条例との整合性を指摘する御意見などがありました。

また、開催時期については、11月上旬以外とする意見はありませんでした。

以上を踏まえまして、案としましては、ア 開催方法については、市内各種団体との懇談会形式によるものとし、各団体の持つ専門性に対応するため、財務常任委員会を除く3常任委員会を単位とした班編成とするものと整

理しております。また、イ 開催時期については、相手方の都合もあることから、日程調整のゆとりを持たせるため、11月上旬から中旬までの間に行うこととしております。

○委員長(小野泰弘) ただいま、書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。小野寺美穂委員。

○委員(小野寺美穂) 創政会が開催方法について書かれているとおり、議会懇談会の開催は必須なのです。関係団体等懇談会はそれとして別に議会基本条例第18条に定められていて、議会懇談会はそれとは別のもので、年1回以上は開催するとなっているものなので、それを行わないというのは、おかしいのではないかと思います。

今後、常任委員会の所管の見直しがどうなるかはわかりませんが、今回復 興公営住宅に入られた方々から、皆さんもいろいろと御意見をいただいてい ると思うのです。まだ、きちんと町内会が立ち上がっていないという状況に あって、どこに声を持っていけばいいのかわからないということもあるの で、やはりそのような声を聞くべきだと思います。また、仮設住宅に残って いる方々もだいぶ減ってきていますが、いろいろと先行きの不安とかを抱え ている人もいますので、議会としてきちんと対応すべきではないかと考えま す。

それを、これまでのように十数カ所で行うのではなくても、一、二カ所で もいいのです。

条例にあることはきちんと行わないと、なし崩しにしていくと、「では、どこまでならいいのか」ということになっていくので、そこはきちんとしておくべきだと考えます。

- ○委員長(小野泰弘) 郷内議長。
- ○議長(郷内良治) 議会基本条例の第8条、第9条に関連するところで、確かに、議会基本条例ではそのようにうたわれています。市民に対しての議会報告としての議会懇談会、説明責任ということがうたわれていますが、各種団体も一般市民として考えて、議会懇談会に置きかえられないものかという考えでおります。

後にいろいろと内容を検討するところで、これまでどおり共通テーマを設

定して、その後に団体との懇談としたいと考えております。なお、常任委員会としての関係団体等議会懇談会ではなく、あくまでも議会としての各種団体としての懇談会として進めていけば、議会基本条例の共通認識として捉えられるものと考えているところです。

また、復興公営住宅については、入居した方もいるし、これから入居する方もいることは重々承知しています。その中で、各種団体との懇談とこれまでの議会懇談会の二つを行うことはなかなか至難ではないかと考えております。今回入居した方々についても、いろいろと声を聞く機会を設けるという御提案は理解できるのですが、まだ自治会が立ち上がっていないという状況もありますので、それらが立ち上がってから機会を設けるのがいいのではないかと考えているところです。御理解いただければと思います。

○委員長(小野泰弘) 小野寺委員。

○委員(小野寺美穂) そうすると、議会基本条例第18条にわざわざ記載した、関係団体等議会懇談会というのは何なのかということになるのではありませんか。確かに、昨年の議会懇談会で大変な思いをしたのはわかりますが、そこは条例に基づいてきちんと行わないと。条例上、関係団体等懇談会は別のものですから、そこの整合を図ってもらわないと。班編成を常任委員会単位にすることはいいのです。専門性といっても、踏み込んだところにそこだけで答えられるのかはわかりません。そうすると多岐にわたった、単純な発想でいけば、例えば商工会と懇談するにしても、テーマはそこだけではないかもしれませんが、今回の考え方からいくと建設経済常任委員会が当たるのだろうと思うわけです。共通テーマを設けて、それ以外のこととなれば、それは今までの議会懇談会と同じことだと思うのです。それぞれの班のメンバーで解決していかなければならない。そこをもう少しきちんと明文化してもらえないでしょうか。

第18条にうたう関係団体等懇談会とは別のものなので、議会懇談会に置きかえるのは無理です。これまで異なる形とするのならば、もう少しきちんと明文化してもらいたい。「あのときの申し合わせでこうなったから」というなし崩し的なことになると、今後議員が総入れかえになることもあり得るので、条例で定めたことの意味が、自分たちでつくった条例ですからそこはき

ちんと守るべきではないかと思います。だから置きかえるということではなくて、進め方を考えないといけない。

関係団体等議会懇談会は必ずしも開催しなければならないものではないし、必然性があったり、向こうから申し出があったり、そして全ての常任委員会が行うとも限らないわけです。ひっきょう建設経済常任委員会に集中してきますし、陳情の提出などのときにもいろいろな話はあると思います。関係団体等懇談会は三つの常任委員会が行わなければならないものではないけれども、議会懇談会は年1回以上開催するとなっているわけだから、そこを誰にでも説明がつくようにしてもらいたいのです。「何でやらないのか」ということになるわけです。団体との懇談だと、参加したいという一般市民が参加できないわけです。それが、第9条と第18条の違いです。

第9条の議会懇談会は、開催場所はさまざまでも、来たい人は誰でも参加できるわけです。昨年も名取が丘のときに愛島の人が来ていました。それができないということは、市民を制限することになる。やはりそれはよくない。

「どなたでも参加できますよ」というものにするのであれば認められるけれども、団体に限定してしまったら、それは第18条の関係団体等懇談会。第9条の必須の議会懇談会は、何度も言いますが、どこの地域でも誰でも参加できる。別の会派からも「議会懇談会の内容が限定され、一般市民の参加が抑制される」という意見がありますが、まさしくそのとおりだと思います。そういったことを解決してもらえれば、常任委員会を単位とすることについては、メンバーがそうだというだけなので。そこを解決してもらわないと、議会基本条例がなし崩しになる。

○委員長(小野泰弘) 郷内議長。

○議長(郷内良治) 今の指摘について、一理あると思っております。基本的に形を変えた議会懇談会を開催してみてはどうかという気持ちで提案したものでした。今後内容を検討することになりますが、傍聴については、一般市民も当然傍聴できる形にしていきたいと考えています。ただ、団体との懇談の部分について、傍聴者の発言を認めるかということについては、協議をしなければならないと考えています。具体的な内容の話をしましたが、その

ような形で、議会懇談会を開催できればと思っております。

- ○委員長(小野泰弘) 小野寺委員。
- ○委員(小野寺美穂) 傍聴ではだめです。意見が言えなければ懇談会ではない。

議会懇談会を開催することは大変なのです。あれだけ多く開催してきたし、参加者も固定化してきているので、提案される気持ちは理解できるのですが、その積み重ねは無駄にはならないわけです。何らかのテーマを決めた関係団体との懇談といっても、「一般市民も参加できますよ」として共通テーマのところで意見を言ってもらうでもいいと思うのです。やり方を考えてほしいのです。そうでないと必須の議会懇談会ではないので、認められない。

- ○委員長(小野泰弘) 郷内議長。
- ○議長(郷内良治) 内容にも触れていただきながら、皆さんの御意見をお願いしたいと思います。
- ○委員長(小野泰弘) 今の小野寺委員のお話は、復興公営住宅でも開催すれば一般市民の参加が得られるので、各種団体と2種類の方式で実施してどうかということが1点目にありました。もうひとつは、各種団体との懇談のみの開催であるならば、そこに一般市民の参加を可能として共通テーマのところで質問などをもらい、地域の要望などもそこで伺うようになると思うのですが、そして、各種団体の方からも要望を伺うと。そのような二つの案が出されたと理解しております。小野寺委員。
- ○委員(小野寺美穂) そうです。私は、委員長が初めにおっしゃった二つ、要するにこれまでどおりの議会懇談会と関係団体等懇談会とするのが理想だという意見ですが、それが無理なのであれば、今言ったようにしてほしいということです。
- ○委員(小野泰弘) そのような御提案ですので、このことを検討すること になると思います。荒川副委員長。
- ○副委員長(荒川洋平) 創政会としては、第9条について意見が書いてありますが、このことについて会派で意見を聞いたところ、あくまで班編成が常任委員会単位であるというだけで、これまでのような班編成であれば何も

問題はないわけで、議論を深めるのであれば、私も常任委員会単位で行った ほうがより深まるのではないかと思います。第9条に関して創政会として は、共通認識が必要であると書きましたが、我々としては共通の認識ができ たところです。

そして、各種団体との懇談ですが、初めての取り組みでもあるので、私は それらの団体と常任委員会を単位とした班でしっかりと議論を深めて、より 専門性の高い意見を聞いたほうが議論は深まると思います。

復興公営住宅の話もありましたが、やはり自治会が立ち上がっていないと、参加の声がけなどをどのようにしたらいいのか現地でも困りますし、これから140戸についても入居してくる方がいるので、私は、ことしは見送ってもいいのではないかと思っています。

市民の方が議会にお願いする機会は、議会懇談会の場でなくてもいいので、今回は、常任委員会を単位とした班と各種団体で議論を深めるというところに注視して実施してもいいのではないかと思います。

- ○委員(小野寺美穂) 条例改正したら。そのくらいの勢いは必要ですよ。 何年も時間をかけて議会基本条例をつくったのですから。
- ○副委員長(荒川洋平) あるいは、班をこれまでどおりにするか。
- ○委員(小野寺美穂) 班のあり方は、これまでのも無作為に編成したものだから、班の単位が常任委員会であろうとなかろうと、それはいいのです。 要は相手先の問題。
- ○委員長(小野泰弘) 郷内議長。
- ○議長(郷内良治) 今回の提案については、議会基本条例とあわせてというと悩ましいところがありました。では、これまでどおり行えばいいのかといえば、これまでどおりではなく、9回目となることも踏まえて別な角度から実施してみてはどうかと考えたところです。どのような結論となるかはわかりませんが、チャレンジというかそのような形をとってみて、その結果を評価しながら方向性を考えていけば、よりよい議会懇談会を目指せるのではないかという思いで提案させていただいているところです。

確かに、議会基本条例の改正という考え方もありますが…。

○委員(小野寺美穂) 議会懇談会をやらないのなら、改正すべき。東日本

大震災前からずっと検討してきた条例ですから、そこはきちんとしないと。 自分たちでつくったのだから。

前回も言いましたが、全国的に見ると、これまでの開催方法だと、年に十数回開催していることになります。私たちとしては1回としていますが、十数カ所で開催していますから、そのように言える部分もあるのです。

各種団体と懇談することは否定しませんが、開催箇所を減らしてでも開催 しないと、年1回以上行うとしているのだから、おかしいのです。

整合を図ってもらいたいのです。

- ○委員長(小野泰弘) 今の御意見は、各種団体との懇談とは別に従来のように各地区を回るのを、数が少なくてもいいので実施するべきだと。
- ○委員(小野寺美穂) そうです。とにかく市民が参加できるものを1カ所でもいいから行わないと。行わなくてもいいというのでは議会基本条例の意味がないので。
- ○委員長(小野泰弘) そうすると、案としては3つということですね。(「はい」の声あり)

ほかに開催のあり方に関して御意見はありませんか。荒川副委員長。

○副委員長(荒川洋平) 少し整理させてください。

関係団体等懇談会は常任委員会での開催だと思うのですが、昨年と同じような班で懇談の相手が各種団体だとしたら、これは議会懇談会にならないのでしょうか。今回行おうとしていることは、議会懇談会にはならないのでしょうかということです。常任委員会単位ではなく、昨年の3班で。

- ○委員長(小野泰弘) そこが今話題になっているところで、メンバーの問題ではなくて、相手方が各種団体となると、議会基本条例の第9条と第18条の区別がつかなくなるからということです。
- ○副委員長(荒川洋平) 常任委員会ではないので、そこは議会懇談会には ならないのですか。
- ○委員長(小野泰弘) 相手の問題なのです。
- ○委員(小野寺美穂) 市民が入れないということが問題だということ。各種団体との懇談は、団体の人だけだから。今までのはどこでやっても、誰でも参加できるわけです。その地域の住民でなくても。一般の市民の参加を抑

制するのは、議会懇談会とは違うということです。

- ○委員長(小野泰弘) 菊地副議長。
- ○副議長(菊地 忍) 常任委員会の関係団体等懇談会はこれまでも開催していて、それはどちらかというと団体側から委員会と懇談したいのでという、先方から要請されてこちらが受けて実施してきたと。それを公務として扱うために、議会基本条例の中に関係団体等懇談会という名称で位置づけて、あくまでも常任委員会としての活動なのだとしてきた経緯もあるかと思うのです。

今回議長から提案があったのは、あくまでも議会懇談会の相手を、団体の 方からの意見を聞きたいという思いで提案された内容だと思うのです。

小野寺委員のおっしゃること、議会基本条例上ではきちんと実施するほうが市民に対する説明責任という部分ではおっしゃるとおりだと思いますが、確かに両方を実施するのは至難かなと思うところはありますので、そこは整理する必要があると思います。

- ○委員(小野寺美穂) 具体的に懇談したい団体があるということですか。
- ○副議長(菊地 忍) それぞれの常任委員会の所管の中に、例えば、総務 消防常任委員会であれば婦人防火クラブの団体とかいろいろな団体があるか と思います。建設経済常任委員会であれば商工会とか建設業の組合とか。そ れぞれいろいろ、農業関係者とか団体はたくさんあると思います。
- ○委員長(小野泰弘) 10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○委員長(小野泰弘) 再開いたします。

いろいろと議論が出たところですが、委員長としては、先ほど荒川副委員 長や小野寺委員から提案された内容を踏まえて、3つの案があると申し上げ たところでしたが、それらのうちから一つを採用する形で進めたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) それでは3案について、申し上げます。

第1案は、各種団体との懇談会と復興公営住宅に行くという案。

第2案は、各種団体と一般市民に同時に集まっていただいて、その中で懇談するという案。

第3案は、例えば市内を3カ所に分け、班ごとに1カ所ずつ割り当てて回ることと、各種団体との懇談会を開催するという案。

以上の3案であったと理解しております。

- ○委員(村上久仁) 第3案について、もう一度お願いします。
- ○委員長(小野泰弘) 各種団体との懇談会は独立して実施します。加えて、市内をめぐることについて、3カ所程度、沿岸部、中央部、西部と分けて、1班1カ所ずつ分担する折衷案です。

ほかに案があれば、それも含めて一つを選ぶ方向で進めたいと思いますが、まず、ほかに案はございますか。村上委員。

○委員(村上久仁) 第1案と第3案ですが、第1案では復興公営住宅と限定されていますが、第3案の3カ所程度は従来どおりの議会懇談会とすることと、行く場所が限定されているだけで、実質は同じということでしょうか。

○委員長(小野泰弘) 指定したのが復興公営住宅ということで、特に今、何か困ったことがあるのではないかということで最初に提案いただきましたので、その区別だけで言っておりますが、例えば、第3案で沿岸部を閖上の復興公営住宅と限定してしまうと、それはそれで問題かと思いますので、別案として3案としたところです。

この3案の中で協議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。小野寺委員。

- ○委員(小野寺美穂) 理想としては第1案なのですが、それが無理でも、 一般市民が参加できる形をどこかでとるべきだということです。
- ○委員長(小野泰弘) 第2案と第3案は、一般市民の参加の道が開かれているわけですが、(「それでよろしいです」の声あり)よろしいですか。

それでは、3案について御意見をいただいていずれかに絞り込むことにしたいと思います。

御意見をいただきたいと思います。荒川副委員長。

- ○副委員長(荒川洋平) 私は第2案がいいと思います。今回は新しい取り 組みとして各種団体と懇談しようとする案に基本的に賛成ですので、そこに 一般市民の方にも来ていただいて一緒に議論するということです。
- ○委員長(小野泰弘) ほかにございませんか。村上委員。
- ○委員(村上久仁) 再度確認させていただきたいのですが、第3案の各種団体との懇談と市内3カ所ということは各班1カ所となると、各種団体との懇談は、団体とだけの懇談となるのでしょうか。それもこれから協議することになるのでしょうか。
- ○委員長(小野泰弘) 従来どおりの方法で市内を回りますので、別の扱いと理解しています。使う資料は共通テーマということで、それから地域の要望を伺うものと理解しています。

ですので、各種団体には、団体の方のみで集まっていただく、ほかの方に は各地を赴くことを各班に1回加えるということです。

ほかにございませんか。菅原委員。

○委員(菅原和子) 従来どおりだと第3案ということになりますが、第2案でお願いします。

私は昨年、初めて参加させていただきました。先ほど小野寺委員より、来る人も決まっている、でもそれには意味があるというようなお話はありましたが、来る人が決まっていて、話すことが発展的であればいいのですが、発展的要素が感じられない部分もありました。議会懇談会が発展的に進むという意味では、各種団体と、条例の部分で市民ということであれば、第2案ということです。

- ○委員長(小野泰弘) オブザーバーの大泉議員、お願いします。
- ○議員(大泉徳子) 一つ確認ですが、開催日数は例年どおり4日間となるのでしょうか。そこはまた別ですか。
- ○委員長(小野泰弘) 現在考えているのは、1団体当たり1日で、各班2回ずつ行うことと想定していますので、これでは6日間。第3案となれば、それに3日追加されますので、トータル9日間となります。大泉議員。
- ○議員(大泉徳子) 開催日数を除けば第3案が理想と考えていました。やはり、直接市民の皆さんからの御意見を伺える場所として市内3カ所に赴

き、それとはまた別に、各種団体の皆さんとの懇談の場があると、しっかり と条例に当てはまるスタイルがとれるものと考えておりました。

- ○委員長(小野泰弘) 村上委員。
- ○委員(村上久仁) 各種団体との開催の仕方によって第2案と第3案のどちらがいいのか迷っているところです。今回は第3案としたいと思いますが、移行期間として従来のスタイルも残しつつ、各種団体との懇談を重点的に実施するということで。その中で各種団体との開催方法について、来年度、再来年度に向けていろいろな問題が出てくるでしょうから、今回は第3案がいいと思います。
- ○委員長(小野泰弘) 小野寺委員。
- ○委員(小野寺美穂) 私は当初第1案を提案したところですが、第1案か 第3案と考えています。
- ○委員長(小野泰弘) 理由は先ほど伺いましたので、結構です。

意見が分かれましたが、持ち方の内容まで踏み込まないとこの先議論が進 まないと思います

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長(小野泰弘) 再開いたします。

お諮りいたします。

平成29年度名取市議会議会懇談会については、休憩中の協議を踏まえ、開催方法については各種団体との懇談に加え、地域を回り、一般市民を対象とした懇談の併用で開催することとし、開催時期については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

平成29年度名取市議会議会懇談会に係る、開催方法及び開催時期につきましては、そのように決定いたしました。

次に、② 議会懇談会実施委員会の設置について、書記より説明いたさせ

ます。髙橋係長。

○書記(髙橋一暢) 引き続き、次第書の5ページをごらんください。

議会懇談会実施委員会は、議会懇談会の実施に関し、協議・調整を行う場として平成27年9月の改正から名取市議会会議規則に位置づけられたものです。

構成員については、各会派から選出された議員とされており、過去2年間は、議会運営委員会の構成をそのまま移行させる形で選任されております。

今年度の議会懇談会実施委員会の設置に当たりましては、委員の構成について、昨年度までと同様の取り扱いとすることと、議会運営委員会オブザーバーの大泉議員も議会懇談会実施委員に加えることをお諮りするものです。

開催方法及び開催時期についての説明は以上です。

- ○委員長(小野泰弘) ただいま、書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。小野寺美穂委員。
- ○委員(小野寺美穂) 今回、常任委員会単位の班編成にするわけですので、常任委員会の正副委員長を委員にしなくても大丈夫でしょうか。
- ○委員長(小野泰弘) 常任委員会と実施委員会をつなぐ役割の方を指名させていただくことにしておりまして、それにオブザーバーの件も含んでいるところです。その方々に調整役になっていただいて、班でいろいろと決めていただくということで、考えております。
- こうしたことから、常任委員会正副委員長は、実施委員に含めてはおりません。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) お諮りいたします。

議会懇談会実施委員会の設置につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。

議会懇談会実施委員会の設置につきましては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時36分 散会

平成29年9月1日 議会運営委員会 委員長 小 野 泰 弘